

基本計画」に基づき、100年先を見通した森林の整備、国産材の利用拡大、森林を支える山村の活性化等を着実に推進する必要がある。その際、最近の雇用環境の悪化の中、都市住民の森林・林業への関心が高まりつつあることに配慮した対策が求められている。

よって、国は次の事項を実現された。

1 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1) 「森林・林業基本法」に基づく「森林・林業基本計画」に即し、国民のニーズに応えた多様な健全な森林の整備や、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生に向けて、森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2) 森林の公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境税の創設や環境税等の導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

2 林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉や各国とのEPA・FTA交渉等においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくりに努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上悪化するここのないよう配慮すること。

3 森林管理対策の充実強化と森林基盤整備の推進

(1) 京都議定書の目標達成や、美しい森林づくりの推進に向け、森林所有者や地方の負担と大幅に軽減する定額助成制度を着実に実施し、間伐等の森林整備、広葉樹林化、長伐期化、複層林化等により、多様な森林への誘導をはかること。

(2) 切り捨て間伐による林地残材の大量発生を防止し、間伐材の有効利用をはかるため、作業路網の整備、高性能林業機械の導入、間伐材の収集・搬出に対する支援策を強化するとともに、間伐材の販路や用途の拡大に向けた対策を強化すること。

(3) 違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方のもとに、その輸入に対する監視体制を強化するとともに、その使用に対し厳格な対応を求めること。

(4) シカ、等の野生鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づいた対策の効果が十分にでるよう、地域の実態を踏まえ実施要件の弾力化をはかるとともに、引き続き必要な財政措置を講ずること。

また、広葉樹林の植栽や里山の整備等野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進するなど抜本的な対策を講ずること。

(5) 松くい虫やカシノナガクイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(6) 相続に伴う森林保有の細分化、所有者の高齢化や不在村化による境界の不明

確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放置森林が増大しているため、森林経営の集約化や公的管理のための対策を強化すること。

特に、森林整備に関心の薄い不在村所有者に対する働きかけや伐採跡地の再植林対策を強化するとともに、境界確定に向けた取り組みを着実に推進すること。

また、林業経営の円滑な承継をはかるため、山林にかかる相続税負担を軽減するとともに、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講ずること。

(7) 森林整備地域活動支援交付金制度については、事務の簡素化や地域の実情に即した弾力的な運用に努めるとともに、引き続き適切な財政措置を講ずること。

(8) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。

(9) 新たな「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、放置森林や不在村地主の増加を踏まえ、森林と人との共生等の目標の達成に向け着実かつ効果的な事業の実施に配慮すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(10) 林道等の新設・改良を推進するとともに、用地費については一般道路に準じた扱いとすること。

また、森林管理道を補完する作業路の開設や災害時の復旧については森林管理道に準じた扱いとするとともに、開設や維持にかかる森林所有者の負担を軽減するための措置を拡充すること。

(11) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動に対する適切な措置を講ずること。

(12) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対し適切な措置を講ずること。

4 担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成をはかるため、新規就業者を雇用する認定事業者への支援措置の拡充や林業事業者による通年雇用の確保、社会保険への加入、研修等への支援を充実すること。

また、新規就業者の確保にあたっては、最近、雇用環境が悪化する中、都市住民の森林・林業への関心の高まりを踏まえ、緑の雇用担い手対策事業等きめ細かな措置を講ずること。

(2) 競争力のある木材産地を形成するため、森林施業プランナーの育成等を通じた森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進すること。

(3) 日本政策金融公庫資金等、林業金融制度については、需要に応じた必要な貸付枠の確保や実態に適った貸付条件の改善等を行うこと。

5 国産材の効率的供給と需要の拡大

(1) 木材産業の体質強化をはかるため、木材の拠点的加工・流通施設等を整備するとともに、伐採から加工・流通までのトータルコストの縮減をはかるため、新生産システムの導入や中小製材工場への支援等、流域一体となった木材の効率的な供給体制を推進すること。

(2) 国産材素材価格の安定をはかるための対策を講ずるとともに、需要拡大と品質の向上をはかるため、木材の乾燥の促

活 動

進等に対する支援や集成材等の高次加工技術の研究開発を強化すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供、PR活動により、国内需要の拡大をはかるほか、輸出促進に向けた環境の整備をはかること。

(3) 住宅や公共施設、公用施設等における国産材の利用推進に向けた、新たな法制度の目的が達成できるよう適切な措置を講じるとともに、間伐材の紙製品への利用促進に向けた取り組みを強化すること。

また、間伐材等の木質バイオマスの製品利用やエネルギーとしての活用をはかるための技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6 森林・林業行政にかかる地方財政措置の充実

(1) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」、「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」について、適切な措置を講じること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に「森林面積」を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するとともに、「林道延長」を補正要素に加えること。

16 水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っているが、水産資源の枯渇、担い手の減少・高齢化、輸入の増大、魚価の低迷、さらには資材価格高

騰等により漁労所得が減少するなど極めて厳しい状況にある。

このような状況に的確に対処し、将来にわたって持続可能な力強い水産業の確立と活力ある漁村の形成をはかるためには、「水産基本計画」及び「同工程表」に基づき、経営安定対策や資源回復対策などの具体的施策を早期に実施する必要がある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 漁業経営安定対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 喫緊の課題である漁業経営の安定をはかるため、一層の省エネと収益性重視を目指した漁船漁業の構造改革を進めるとともに、収入変動による漁業経営への影響を緩和するため導入された「漁業経営安定対策」については、経営安定機能が期待されることから、より多くの個人経営体加入ができるように、加入要件の大幅な改善等をはかること。

また、漁船用燃油価格等が再び高騰する場合に備えて、影響を軽減する補てん措置、金融税制対策、省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策の拡充をはかること。

(2) 将来の我が国水産業を担う漁業就業者を確保・育成するため、漁村の内外からの多様な就業経路を確保することともに、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力にかかわる研修体制、就業相談等の諸対策の拡充をはかり、就業希望者の障害と不安を解消すること。

加えて、漁業就業希望者の底辺を拡げるため、子ども農山漁村交流プロジェクト対策事業を拡充し、子どもの水産業への関心が高まるよう努めること。

(3) 漁業経営の安定機能が強化された漁業共済制度については、より多くの経営体が無理なく加入できるよう、掛け金負担の軽減、加入要件の弾力化等制度の見直しをはかること。

(4) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

2 活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進と離島漁業の再生をはかるため創設された「離島漁業再生支援交付金」については、事業を延長するとともに適用地域を離島以外の条件が不利な地域へも拡大すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流促進等により、漁村の活性化をはかること。

(3) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、産地機能の強化、施設の着実な維持更新をはかることともに、魚礁の設置や藻場・干潟の保全・造成等により水産資源の回復に努めること。

(4) 地域のニーズに対応した海岸整備や海岸災害の防止対策を強化し、災害に強い漁村づくりを推進すること。

3 水産資源の回復・管理の推進

(1) 海洋基本法に基づき、海洋に関する総合的計画として策定された「海洋基本計画」を踏まえ、我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

(2) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業

展開をはかるため、栽培技術の研究・開発、指導及び関連施設の整備と、漁場の造成等に合わせ種苗放流を一体的に推進すること。

また、良好な養殖漁場の確保と、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(3) 赤潮・貝毒及び有害物質による漁業被害防止等に関する技術開発を促進するとともに、近年、大量発生が繰り返される沿岸漁業に大きな被害を及ぼしている大型くらげやトド、ナルトビエイ等による漁業被害の軽減対策を推進すること。

(4) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(5) 内水面漁業・養殖業の振興をはかるため、水質の改善や地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法の確立などに努めるとともに、「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策の強化及び、また、内水面漁業や生態系に悪影響を与えている外来魚やカワウ等に対する防除対策を講じること。

(6) 水産資源の回復や省エネ型漁獲方法など水産業の持続的発展をはかる上で不可欠な試験研究・技術開発については、地域のニーズを的確にとらえ課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

(7) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来、特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているため、指導・取締体制を一層拡充・強化することともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

4 適切な資源管理に資する貿易ルール

活 動

の確立と海外漁場の確保

(1) 水産物に関するWTO交渉及び各国とのEPA・FTA交渉等においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

特に、のり養殖業など国内水産業の経営維持の必要から設けられている輸入割当制度（I・Q制度）については、その堅持をはかること。

(2) 漁船漁業の経営を安定させるため、国際的な資源管理に貢献することともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(3) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

5 漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、漁業者やNPO等が地域において行う藻場・干潟の保全活動等への支援を拡充すること。

また、漁民の森づくり活動や間伐材の漁具・魚礁への利用、水質の改善に対する支援に努めることにも、磯焼け被害に対する対策の強化をはかること。

(2) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。特に町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的

に支援すること。

(3) 漁業者や町村に多大の負担を強いっている漂流・漂着ゴミ問題については抜本的な対策を早急に確立すること。

(4) 漁具、漁網、FRP漁船など漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

(5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。

6 水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全・安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、生産履歴や原産地表示など消費者にとってより分かりやすい情報提供となるよう対策を強化すること。

特に、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行われるよう措置すること。

(2) 日本型食生活の重要な構成要素である魚食の普及にあたっては、これまでの取り組みに加え、食育の一環として学校給食における国産魚を中心とした魚食を拡充し、子どもの「サカナ嫌い」が減るように努めること。

(3) 生産者の販売力を強化するため、地域水産物の特色を活かしたブランド化、生産者と販売者の直接取引のほか、水産物流通の合理化・情報化、産地市場の統合・機能強化を一層推進するとともに、漁獲物の調整保管施設の整備やマーケティングを踏まえた加工技術の向上等、

水産加工業の体質強化を推進すること。

(4) 世界的な水産物需要の高まりに対応し、長年にわたって培われてきた我が国の魚食文化に根ざした品質の高い水産物や加工品のより一層の輸出促進に向け、海外市場開拓のための環境整備をはかること。

7 漁村地域に対する地方財政措置の充実

漁村は、辺地、離島、半島等条件が不利な地域にあり、財政基盤も非常に弱い町村が多いことから、農山漁村対策にかかると地方財政措置を充実すること。

17 地域商工業振興対策の推進

現下の金融・経済危機は、農山漁村地域における農林水産業や商工業などの地域産業にも深刻な影響を及ぼしており、これまでの産業育成や企業立地等の推進にとどまらず、経済情勢の激変に対応した金融対策や雇用対策等を緊急に実施することが必要である。

よって、国は次の事項を実現された

1 地域商工業対策の充実

(1) 景気の悪化により資金繰りや収益が悪化している中小企業の資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡充等、金融や税制両面からの支援を迅速かつ効果的に実施すること。

(2) 「農商工等連携促進法」に基づき、地域経済の中核を担う農林漁業や中小企業との農商工連携により活力ある地域経済を構築するため、生産段階、加工・流通段階、研究・事業化段階における支援策の拡充をはかること。

(3) 地域中小小売店の振興や空洞化が深

刻化している町村の市街地の活性化をはかるため、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行など商店街や小規模企業に対する支援の拡充をはかること。

(4) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

2 地域産業の育成と工業等の導入促進

(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進と広域市町村レベルでの産業施設の集約化を推進すること。

また、「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域のもつ産業資源や技術を活用した新たな産業の創出等について積極的な支援を行うこと。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定するとともに、その策定にあたっては、農村地域の実情や我が国の産業構造の変化を踏まえ、対象業種の拡大をはかること。

また、同法に基づく固定資産税の課税免除に伴う減収補てん措置については、引き続き継続すること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業の振興をはかるため、技術の継承、意匠の開発製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

3 消費者行政の推進

消費者庁の設置等に伴う新たな消費者行政の推進にあたっては、町村への過大な負担とならないよう留意すること。

また、消費生活センターの設置や相談

活 動

業務に取り組む町村への積極的な財政措置等の支援を行うこと。

18 生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。よって、国は次の事項を実現された

1 水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備について適切な措置を講じること。
(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

(3) 水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2 汚水処理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、下水道事業について所要の事業量を確保すること。

また、整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進するとともに、下水道整備にかかる財政措置を充実すること。

(2) 農業集落排水事業、漁業集落環境整備事業について適切な措置を講じること。

(3) 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業について適切な措置を講じること。

(4) 各種汚水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、汚水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種汚水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化

をはかるため、地域の实情に応じた簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

(平成19年度末の汚水処理人口普及率全国へー入83・7%、5万人未満の市町村67・6%)

3 「社会資本整備重点計画」に基づき、都市公園等事業について、所要の事業量を確保すること。

また、整備が立ち遅れている町村の都市公園等事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

4 住生活基本計画を推進すること。

5 火葬場・斎場等の施設整備について適切な措置を講じること。

19 道路の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

1 道路網の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、道路事業について所要の事業量を確保するとともに、立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進できるよう配慮すること。

(道路実延長のうち、84・6%を占める市町村道の改良率は55・5%、舗装率は18・0%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を

推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

2 落石、崩土等の発生を未然に防止するとともに、雨量規制による支障を改善するため法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、道路冠水対策、冬期除雪迅速化など適切な措置を講じること。

3 「社会資本整備重点計画」に基づき、交通安全施設等整備事業について所要の事業量を確保すること。

また、整備が立ち遅れている町村の交通安全等整備事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

20 河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現された

1 「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業について所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている準用河川改修等の治水事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

なお、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

2 「社会資本整備重点計画」に基づき、海岸事業について所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の海岸事業の整備を重点的に推進する

等、適切な措置を講じること。

21 災害対策の推進

台風等による集中豪雨、頻発する地震等の災害に対し、災害復旧と住民生活の安全を確保するため、災害対策を一層充実する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

1 大震災等災害対策の確立

(1) 阪神・淡路大震災等の貴重な経験や教訓を踏まえ、災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、国、都道府県、市町村等にわたる総合調整体制を強化し、災害予防・応急・復旧対策を確立すること。

また、地震災害に関する資料の収集等を推進するとともに、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材を育成すること。

(2) 電気、水道、ガス等のライフライン及び基幹となる交通、通信施設の災害に対する安全性を強化すること。

(3) 公園・緑地及び緊急輸送道路、特に農道、林道等を整備すること。

(4) 貯水槽の整備及び井戸の活用による緊急時の生活用水を確保するとともに、食料の備蓄及び炊き出しのための資材を整備すること。

また、緊急時における仮設トイレの設置など、保健衛生面についての整備並びに災害そのものや避難所生活において受ける精神的ストレスに対するメンタルヘルスケアについての体制を整備すること。

(5) 自主防災組織の強化とその活動が円滑に推進できるよう、補償制度を確立するなど、適切な措置を講じること。

活 動

また、防災等ボランティアの育成と活動環境を整備すること。

(6) 近年の災害の多様化を踏まえ、防災対策を総合的に充実強化するため、防災基本計画の必要な見直しを行うとともに、町村が地域防災計画を見直す際は適切な措置を講じること。

(7) 災害時に避難場所となる施設等の整備に対する財政措置を拡大すること。

(8) 地震、噴火、豪雨、高波等、各種災害に対するハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を推進すること。

(9) 地震対策緊急整備事業を引き続き推進するため、平成22年3月末で期限切れを迎える、いわゆる「地震財法」を延長すること。

2 地震予知体制の確立

(1) 東海地震及び東南海・南海地震等の大規模地震に対し、観測体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を構築すること。

また、津波対策を充実するとともに、携帯電話等の移動通信を使った防災危機管理体制を整備すること。

(2) 地震予知については、地震の被害を軽減するためにも重要なので、精度を高めるための調査研究を推進すること。

3 非常時における情報通信システムの整備を推進すること。

4 海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進するとともに、火山地域の防災対策に万全を期するため、土石流対策として火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業を推進すること。

5 災害救助その他応急対策等の充実

(1) 災害救助法の救助基準の改善と迅速

な適用及び災害救助用のヘリコプター・ヘリポートの整備など応急対策を充実すること。

(2) 地震、風水害等により甚大な被害を蒙った地域の早期復旧をはかるため、激甚災害の早期指定に努めるとともに、激甚災害対策特別緊急事業を積極的に推進すること。

また、「被災者生活再建支援法の適用基準のさらなる緩和をはかること」と、「天災融資法」の適用基準を緩和すること。

(3) 海難・水難及び山岳遭難等の救助活動に伴う町村の費用負担に対し、適切な措置を講じること。

(4) 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付限度額を引き上げること。

6 改良復旧方式を積極的に採用するとともに、復旧事業の対象を拡大するなど、再度災害、連年災害に対する総合的対策を確立すること。

特に、災害関連緊急事業については、その弾力的運用により、再度災害防止対策を推進すること。

7 町村が自主的に実施できる防災対策事業にかかる地方債及び地方交付税措置を充実すること。

また、防災対策事業債の所要額を確保すること。

22 町村消防の充実強化

社会経済情勢の変化等により複雑多様化、大規模化する火災、地震、風水害等災害に対応し、地域住民の安全を確保するため、消防力の充実、大規模災害対策の推進等をはかるとともに、救急に対する国民のニーズの高まりに対応する救急業務の一層の充実をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1 消防防災設備の整備
消防防災設備については、適切な措置を講じること。

2 大規模災害対策等の推進

(1) 小規模な消防体制では対応できない事態に備え、広域化や応援体制の整備等について着実に推進するため適切な措置を講じること。

(2) 防災行政無線・消防救急無線のデジタル化の整備等については、適切な措置を講じること。

(3) 林野火災に対する総合的対策を推進するため適切な措置を講じること。

3 高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備をはかるため適切な措置を講じるとともに、救急隊員に対する教育訓練を充実すること。

4 消防団の活性化
(1) 施設整備及び教育訓練等の充実をはかるため適切な措置を講じること。
(2) 団員の確保をはかるため、国における啓発及びPRを含め適切な措置を講じること。

23 暴力の根絶と安全・安心まちづくりの充実強化

銃器を使用した凶悪事件等が相次いで発生している現状に鑑み、住民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、銃器犯罪などのあらゆる暴力を社会から根絶し、住民生活の安全対策の充実・強化等をはかることは緊急の課題である。

よって、国は、次の事項について実現された。

1 銃器対策を強化すること。
2 行政対象暴力に対する適切な措置を講じること。
3 誰もが安心して暮らせる犯罪のない安全・安心まちづくりの推進に対する適切な措置を講じること。

24 戸籍制度の見直し

近年住民の流動が激しく、戸籍事務について、町村に本籍と現住所双方を有する者又は一方が町村外にある者等に分かれており、事務が煩雑になっている。

また、外国人においては、外国人登録事務について、町村が在留外国人の所在情報を迅速かつ正確に把握することが難しいことや、外国人登録の情報に基づき外国人に行政サービスを提供するにあたり支障が生じていること等が課題となっている。

よって、国は次の事項を実現された

い。

1 本籍と現住所を一本化するなど、戸籍制度を抜本的に見直すこと。

2 戸籍事務の電算化による、ソフトの更新費用等を含めた運営経費について、適切な措置を講じること。

3 現行の外国人登録制度に代わる、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とする改正にあたっては、町村の事務負担を軽減をはかることと、在留外国人の正確な情報を把握できるよう構築すること。

また、新制度への移行に伴う経費及び運営費については町村に負担がないようにするとともに、十分な準備期間を設け、新制度の周知・啓発を行い、その運用に支障が生じないようにすること。

活 動

25 公職選挙制度の改善

区、市、町村の別により設定されている国会議員の選挙等の執行経費の基準額の算定については、実情を考慮し所要の改善をはかること。

26 地域交通対策の推進

町村は、地方バス路線、離島航路及び空港等、真に必要な生活交通の確保及び住民生活、地域振興に必要な地域鉄道の維持・整備をはかることが重要な課題となっている。

よって、国は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通の活性化・再生の取り組みについて、適切な措置を講じるとともに、次の事項を実現させたい。

1 広域的、幹線的な地方バス路線については、地理的条件や赤字路線を多く抱える町村部の実情に鑑み、その維持について適切な措置を講じるとともに、高齢者等の交通手段を確保するためのデマンドバスやミニミニバス等の運行について、適切な支援措置を講じること。

また、地域協議会等における協議結果については最大限尊重すること。

2 過疎地域に適用される自家用自動車による有償運送について、運送活動の実施主体を拡大すること。

3 離島航路は海上における国道としての重要な役割を果たしている交通機関であるので、安全の確保をはかることともに、航路の廃止・減便等が相次いでいることから、恒久的な生活交通基盤を確保するため適切な措置を講じること。

また、離島空港は離島振興に不可欠な

交通機関であるので、「離島空港整備法」(仮称)の制定など維持・安定化をはかること。

4 第3セクター鉄道等の健全な運営を確保するため、適切な措置を講じること。

5 駅及び公共交通機関等のバリアフリー関係事業については、町村の意向を十分反映するとともに、適切な措置を講じること。

27 エネルギー対策の推進

最近のエネルギー需要、我が国の脆弱なエネルギー供給構造、地球温暖化をはじめとする地球環境問題などを踏まえ、新エネルギー・省エネルギーの推進、石油代替エネルギーの開発・導入にかかわる対策など総合的なエネルギー対策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現させたい。

1 新エネルギーの開発・導入の推進

エネルギーセキュリティの確保、地球温暖化防止対策等環境問題への積極的な対応をはかるため、バイオマスエネルギー等の新エネルギー技術の実用化に向けた開発を推進するとともに、地域における風力発電等新エネルギーの導入に向けた先進的な取り組み等を行う地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

また、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(RPS法)の対象となる電源に、廃棄物発電や1,000kW以上の中小水力を加えるとともに、電気事業者に対する新エネルギーの利用義務量を拡大すること。

2 電源立地地域対策交付金制度の充実・延長

(1) クリーンで安全なエネルギーである水力発電の開発促進をはかる観点から、電源立地地域対策交付金制度の充実をはかることともに、水力発電施設等所在市町村の合併により、交付金が減額とならないようにすること。

(2) 平成22年度をもって多くの関係市町村で交付期間の期限を迎える水力発電施設周辺地域交付金相当部分については、過去30年間にわたる交付実績や今後とも安定的な水力発電を維持する必要があることを考慮の上、平成23年度以降は恒久的な制度とすること。

3 原子力利用の安全対策の強化

原子力関連施設所在町村の住民の安全を確保するため、原子力関連施設に対する指導監督責任を明確にし、安全規制の抜本的強化、保安管理体制や事故発生時の迅速な情報提供体制の確立、防災資機材の整備等について一層推進すること。

なお、原子力発電については、地元住民の理解を得て推進すること。

4 環境影響評価の推進

道路、ダム等の大規模事業を対象に、検討段階から複数案での環境面の比較評価を行い事業計画に反映させる「戦略的環境アセスメント」について、発電所を対象事業とすること。

5 省エネルギー対策の強化

長期エネルギー需給見通しの実現と、環境と調和したエネルギー需給構造の構築に向けて、省エネルギー技術の開発促進のための産・学・官の一層の連携、省エネルギー設備投資に対する金融、税制面の支援措置の強化をはかることともに、

先進的省エネ設備を導入する地方公共団体に対し、積極的な措置を講じること。

6 石油の価格安定及び安定供給対策の推進

石油の価格安定対策を強力に推進するとともに、安定供給の確保をはかるため、石油備蓄対策及び石油開発対策の拡充・整備等を推進すること。

28 新たな過疎対策法の制定

1 現状と課題

過疎地域の振興対策については、4次にわたる特別措置法により、社会基盤整備が着実に図られるなど一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、過疎地域は、引き続き人口減少が続いており、特に若年層の流出、少子・高齢化の急速な進行、地域産業の衰退による様々な格差の拡大が見られるほか、財政基盤が脆弱であるなど従前にもまして厳しい状況にある。

特に、農林水産業の担い手不足、公共事業の減少などによる地域の基幹産業の活力の低下、医師不足などの地域医療問題、路線バスの廃止などによる生活交通問題、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など新たな問題が発生し、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど地域の活力低下が続き地域生活を維持することが困難な地域が拡大しつつある。

このような状況が進行すると、地域社会の崩壊ばかりでなく、ひいては国の崩壊にもつながりかねない。

2 過疎地域の役割

過疎地域は、森林・農地が大半を占めており、食料生産のほか水源のかん養・水質浄化機能を有し、農業用水・生活用

活 動

水・工業用水の供給、洪水・土砂災害の防止、水力発電によるエネルギーの供給などを担い、都市部の生活や産業活動を長期にわたり支えてきた。

一方、近年、世界的な人口の急激な増加や異常気象などにより、食料の安定的な輸入やその安全性の確保が厳しい見通しであり、国内食料自給率の向上を図るうえで、過疎地域の重要性はますます高まっている。

また、高度経済成長以降の経済効率優先の社会は、大量生産・大量消費をもたらし、今や人類の生存をおびやかす大気汚染や地球温暖化などの環境問題を引き起こしていることから、森林の持つ地球温暖化の防止や自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心、期待は大きなものとなっている。

加えて、過疎地域は、都市部で失われつつある自然、歴史・文化・伝統と豊かで温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、都市に住む人々の生活に潤いと癒しをもたらしているなど非常に大切な多面的な機能も担っている。

このように、我が国の国土を支え、私たちの生存を支えている過疎地域の持つ多面的な価値が、もし損なわれることになれば、それは過疎地域の危機だけでなく都市部を含む日本全体の危機を招くことになりかねない。

したがって、この多面的な価値を、かけがえのない「国民共通の財産」として、これを守り、支えているそれぞれの地域が多様性と個性を持って発展することが、未来の日本を考えるうえで国家的課題であるとの認識に立つべきであり、新たな過疎対策は、長期的な視点で継続し

て取り組むことが必要である。

3 新たな過疎対策の方向性

過疎地域の果たす公益的・多面的機能は、人が住み、地域が持続的に発展することにより発揮されるものであることから、国全体で保全していくとともに未来の世代に引き継ぐ必要がある。

このため、新たな過疎対策は、主として次の事項について、地域の特性に応じた施策の積極的、重点的な展開を図るべきである。

- (1) 食料自給率の向上や安全性の確保、集落の活性化のため、過疎地域における基幹産業としての農林水産業の再生、振興が極めて重要であることから、その経営環境の抜本的な充実強化、次代を担う意欲ある後継者、担い手の育成・確保
- (2) 地球温暖化の防止は国際的な課題であることから、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等の推進、木材需要の増加や間伐事業に係る森林所有者の負担軽減、バイオマスエネルギー活用システムの構築
- (3) 人口減少、少子・高齢化に伴う集落機能の低下に対応するため、NPOや都市住民など多様な主体との連携・協働による新たな地域運営の仕組みの構築
- (4) 医師不足により診療機能が低下している過疎地域の診療体制を確保するための、医師派遣システムの構築、診療支援ネットワークの整備、小児・周産期医療、救急医療等体制の充実
- (5) 高齢者等の交通手段を確保するための、デマンドバスや過疎地有償輸送など地域の実情に応じた新たな交通システムの導入、島民の生活・産業を支えている離島航路及び離島空路の維持・整備

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

活 動

(6) 情報通信格差の是正を図るための、地上デジタル放送の難視聴地域の解消、ブロードバンド・アクセス環境の整備、携帯電話不感地域の解消

(7) 安定的な雇用機会の確保を可能とする、地域の資源を活かした産業の創出及び企業進出・起業にかかる助成措置の拡充強化

(8) 地域特有の伝統・文化や豊かな自然環境を活かした地域間交流の推進、都市部との交流居住・若者等の定住を促進するための住宅整備等の支援事業の充実強化、教育水準の確保

(9) 各地域が必要とするハード事業に重点が置かれてきたこれまでの過疎対策について、今後は、広域的な視点に立った社会基盤の整備や、人材育成、雇用創出、既存施設の有効活用、維持・更新などにかかるソフト面の対策の充実強化

(10) 財政基盤が脆弱な過疎市町村の安定的な行財政運営が確保されるよう、地方交付税の財源保障機能を充実強化。

また、これまでの財政支援に加え、間伐等の実施や耕作放棄地の再生など地球環境を守り、安全な食料を供給する森林・農地を保全するための取り組みを対象とする等、過疎債対象事業の拡大。

さらに、集落対策、生活交通確保など地域のきめ細かい課題を解決するソフト施策を継続して実施していくため、過疎市町村に「過疎対策基金」の創設や、地球温暖化対策と山村地域振興のための「全国森林環境税」の導入

(11) 過疎地域の社会的自然的特性を反映した新たな指標として、「人口密度」や「森林・農地の面積」等を加えることともに、平成の合併前の旧市町村を単位とした

「一部過疎指定を設けるなど過疎地域の特性を的確に反映する指定要件と指定単位を設定。

また、現行過疎地域を指定対象とするよう特段の配慮

こうした、新たな過疎対策の方向性を踏まえ、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が失効する平成22年4月以降ににおいても、引き続き総合的な過疎対策を充実強化するため、新たな過疎対策法を制定すること。

29 山村等地域振興対策の推進

山村地域は「緑の社会資本」である森林によって生み出される国土・環境の保全や水源のかん養等の多面的かつ重要な役割を担っているが、産業基盤や生活環境基盤の立ち遅れに加え、過疎化や高齢化の進行により極めて深刻な事態に直面しているため、産業振興と生活環境基盤の整備をはかり、その活性化を総合的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

1 国土形成計画(全国計画)の推進

国土形成計画の推進にあたっては、人口減少、高齢化その他条件の厳しい山村地域における施策展開について十分に配慮することともに、広域地方計画を策定する際は、山村地域を抱える町村の意向を反映させること。

2 産業振興、就業機会の創出と担い手の確保

山村地域の再生、活性化に向け、森林等の地域資源を活用した産業振興や就業機会の創出によって、山村地域における担い手の確保と定住の促進に資する対策

の充実をはかること。

とりわけ、雇用環境が悪化する中、都市住民の山村地域に対する関心の高まりが、林業就業や定住に結びつくよう、技能研修や定住支援等のきめ細かい施策の展開をはかること。

3 山村再生に向けた戦略的な取り組みの強化

山村コミュニティの維持再生をはかるため、地域資源の発掘や新たな産業の創出等に向けた、町村や地域住民、企業、NPO等が取り組むビジネスモデルの構築やネットワークの形成、地域リーダーなどの人材育成等に対する戦略的な取り組みを強化すること。

4 生活環境基盤の整備

町村道、農林道等の生活・産業道路網の体系的な整備、交通機能の維持確保に努めることともに、上下水道、汚水・廃棄物処理施設、地域医療、福祉施設、教育施設等の整備充実をはかるため、適切な措置を講じること。

5 鳥獣被害防止対策の着実な推進

野生鳥獣による被害が山村地域に深刻な影響を及ぼしているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づいた対策の効果が十分にできるよう、地域の実態を踏まえて事業要件の弾力化をはかること。

また、鳥獣対策の技術開発・普及、専門家の育成等を推進することともに、広葉樹林の植栽や里山の整備など、野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進すること。

6 山村地域の実態に即した財源確保対策

山村地域に対して公共投資の重点配分を行うことともに、「森林・林業振興対策」

「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」の充実等適切な措置を講じること。

30 豪雪地帯の振興

我が国の豪雪地帯は、冬の降雪による道路交通の遮断等により生活環境が著しく阻害されるほか、産業の立地も遅れているので、これらの障害を取り除き、地域の振興をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現された

1 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、引き続き施策を計画的・効率的に推進することともに、道府県計画の策定を促進すること。

2 地方交付税における寒冷補正の充実など、豪雪地帯町村に対し、適切な措置を講じること。

3 「社会資本整備重点計画」及び「積雪寒冷特別地域道路確保5箇年計画」に基づき、豪雪地帯の道路整備・道路交通確保を強力に推進すること。

また、雪害道路の指定を拡大し、除雪、防雪及び凍雪害防止対策や除雪機械整備を推進することともに、生活路線の道路交通確保のため、小型除雪機械の整備を推進すること。

さらに、市町村道の除雪経費の安定的確保のための支援制度を創設すること。なお、消流雪用水源を確保(河川表流水の利用など)することともに、国・県・市町村道を通る総合的な消降雪制度を確立すること。

4 公立学校及び公営住宅、消防防災施設等の整備を推進することともに、医療・教育等の行政サービスの向上と定住促進に

活 動

資する、高度な地域情報通信基盤の整備を推進する等適切な措置を講じること。

5 雪寒地帯における地方バスは各種整備が必要となるため、適切な措置を講じること。

6 除雪機械等の格納庫の整備を推進することともに、豪雪に際して地方公共団体が行う公共の施設の除雪に対し、適切な措置を講じること。

7 豪雪地帯において、個性ある活性化を推進するための各種事業を推進すること。

8 雪崩から人命等を守るため、雪崩防止施設等の整備を推進すること。

31 半島地域の振興

半島地域は、豊かな自然に恵まれているが、三方を海に囲まれて幹線交通体系から遠く離れ、一般的に平地も少なく、また、水資源も乏しいことなど国土資源の利用面における制約から、産業振興及び生活環境の整備等が立ち遅れている実情にある。このため、かかる現状を打開し、地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展という基本的な考え方を踏まえた地域の自立的発展をはかるためには、各種施策を推進し半島地域の振興を進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたこと。

1 半島振興法に基づき策定された全国23半島地域の半島振興計画に基づく施策が、それぞれ着実かつ効果的に推進できるよう、長期的視点にたって各種事業にかかる支援施策を講じること。

また、半島振興対策実施地域の追加にかかる指定基準を弾力的に運用すること。

と。

2 半島地域の町村にとつては、地方交付税の持つ財源調整機能、財源保障機能は重要であるので、これを堅持することともに、半島地域の町村は国土保全等に重要な役割を果たしていることに鑑み、その実態を反映した補正係数等の改善や財政需要の算定を行うこと。

また、「半島振興法」にかかる税財政、金融上の特例措置を充実すること。

3 「社会資本整備重点計画」に基づき、半島振興に不可欠な半島循環道路等の整備を推進すること。

また、半島地域の道路が果たす役割や整備が遅れている町村道の現状、極めて厳しい財政状況を踏まえ、国庫補助率の特例措置を維持することともに「地域活力基盤創造交付金」を重点配分すること。

4 幹線交通体系からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、空港、港湾等交通基盤の整備を促進するための適切な措置を講じること。

5 半島地域の基幹産業である農林水産業の振興をはかること。

特に、農林漁業の自立と再生に向けて、農林漁家の経営を継続し、生活し得るに足る所得を保障する政策を確立することともに、国内農業生産体制の強化及び国産農産物の消費拡大、森林整備の所有者負担の大幅軽減や間伐材の利用促進、魚礁の設置や資源管理型漁業の普及など総合的な対策を強力に推進すること。

6 野生鳥獣対策については、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策が十分に効果が発揮できるよう、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化をはかること。

7 観光立国推進基本計画を踏まえ、半島地域の町村が地域の特性を活かした観光施策や産業の振興を着実かつ効果的に推進できるよう適切な措置を講じること。

特に、半島地域の貴重な自然、固有の地域文化、豊かな地域資源を活用する、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど滞在型・体験型観光等のニューツーリズムが半島地域の町村の地域活性化、雇用の維持・確保につながるよう、その育成を支援すること。

8 半島地域における生活用水及び産業振興等に必要不可欠な水資源の確保をはかるための施策を講じること。

9 半島地域においては、生活基盤の整備は全国より大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道整備を重点的に推進し、適切な措置を講じること。

また、廃棄物処理施設等各種生活環境施設を優先的に整備すること。

10 少子・高齢社会に対応した福祉・保健、医療対策を総合的に推進するため、諸施設の整備等を促進すること。

また、医療提供体制を強化し、不足する勤務医師及び医療従事者を確保すること。

11 半島地域の一体的振興をはかるため、半島地域・都市部間の連携・交流を基調とする諸施策を推進することともに、特色ある半島地域の伝統文化と伝統産業の継承・発展をはかるため、人材の育成・確保の取り組みを支援すること。

12 半島地域は地震や風水害等の災害に対して脆弱であり、災害時における交通や情報の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環

境整備を推進すること。

13 漂流・漂着ゴミの処理については、現在補助制度の対象となっていない海岸の区域も補助対象とすることともに、漂着量の採択要件の緩和をはかること等により、多大の財政負担等を強いられている町村に対して適切な措置を講じること。

また、半島地域にかかる不法投棄対策を徹底すること。

14 海岸漂着物等の処理責任を明確にする等円滑な処理の推進及び発生状況・発生原因の定期的調査等による発生の抑制を図るとともに、必要な財政上の措置を講じるための法律を制定し、早期に総合的な施策の策定、実施に取り進むこと。

32 離島地域の振興

離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っているが、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある。

こうした状況を改善することともに、海洋基本法に規定された「離島の保全等」の趣旨を踏まえ、離島の自立的発展の促進や島民の生活の安定及び福祉の向上をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたこと。

1 離島町村に対する財政措置を充実すること。

(1) 離島地域にとつては、地方交付税は重要であるので財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

(2) 離島における関係事業費については、その円滑な実施のため、適切な措置を講じること。

活 動

(3)平成22年4月以降について、新たな過疎対策法を制定し、「過疎対策事業債」の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

2 離島相互間の格差是正をはかるため、小型離島の振興対策を総合的に推進すること。

3 町村合併により増加した一部離島の振興対策について、地域格差が生じないよう振興対策を総合的に講ずること。

4 離島道路の整備を促進し、離島間等の架橋事業を推進すること。

5 公共性の極めて高い離島のバス事業は経営困難になっていることから、離島バス路線維持対策を強化すること。

6 離島航路を充実・維持し、離島航路の安全の確保と船舶の大型化、高速化、パリフリー化の推進のため、適切な措置を講ずること。

また、町村が船舶を民間事業者に代わって建造し、又は民間事業者から船舶を買回取る場合について、新たな財政措置を講ずること。

さらに、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の融資条件を緩和すること。

7 離島港湾の果たす重要な役割に鑑み、港湾機能の拡充強化のための施設及び外海離島における補完港の整備等を推進すること。

8 離島航空路線は、離島振興のため不可欠の交通機関となっているので、「離島航空整備法」(仮称)の制定などにより、離島航空路線の維持、安定をはかること。

9 離島の農林漁業振興対策を強力に推進すること。

10 離島における漁港施設の整備を推進することともに、漁港漁村の環境整備等を促進すること。

11 離島地域においては、生活基盤の整備が大きく立ち遅れているが、とりわけ下水道の整備が遅れているので、町村の下水道の整備を重点的に推進し、適切な措置を講ずること。

12 離島地域は地震や風水害等の災害に對して脆弱であり、災害時における交通や情報の途絶の危険性が高いため、災害防除や国土保全等にかかる施設整備や環境整備を推進すること。

13 離島における水不足の解消対策を推進することともに、「ゴミ処理施設等生活環境施設、再資源化事業者等が存在しない離島地域の輸送経費に對し、適切な措置を講ずること。

14 離島のカソリン、灯油類等の燃料価格の格差是正対策を早急に講ずること。

15 医師等医療従事者の確保と円滑な派遣制度を早急に確立することともに、病院・診療所・老人福祉施設等の整備並びに運営について、適切な措置を講ずること。

また、離島における救急医療・巡回診療体制の整備を促進すること。

16 離島における地域コミュニティの活性化や地域間交流をはかり、都市からの移住及び若者の定住を促進するため、体育施設、レクリエーション施設、教育、文化等関係施設の整備を推進することともに、人材育成・確保について適切な措置を講ずること。

17 離島地域における郵政サービスが果たす地域に密着した役割を充分踏まえ、住民がこれまでどおり、郵便事業のサー

ビスを享受できるように、郵政機能を維持・充実すること。

18 離島の特性を活かした各種観光基盤の整備を推進し、時代のニーズに合った指導者を派遣する等、離島地域における広汎な観光開発支援対策を実施すること。

19 漂流漂着ゴミの処理について、現在補助制度の対象となっていない海岸の区域も補助対象とするともに、漂着量の採択要件の緩和をはかること等により、多大の財政負担等を強いられる町村に對して適切な措置を講ずること。

20 海岸漂着物等の処理責任を明確にする等円滑な処理の推進及び発生状況・発生原因の定期的調査等による発生の抑制を図ることともに、離島町村に對する特別の配慮を含め必要な財政上の措置を講ずるための法律を制定し、早期に総合的な施策の策定、実施に取り組むこと。

33 観光地所在町村の振興

国は、観光立国の実現に向け、観光立国推進基本計画を踏まえ、観光地所在町村が地域の特性を活かした観光施策を着実に効果的に推進できるよう次の事項を実現されたい。

1 税財源の充実・強化

(1) 観光所在町村にとつては、地方交付税は重要であるので、財源調整・財源保障の両機能を一体として堅持すること。

また、地方交付税の算定にあたっては、観光町村の実態に即した、単位費用や補正係数の引き上げをはかること。特に消防費、下水道費の補正要素として観光客数を加味したものをを用いるなど、充実強化をはかること。

(2) 入湯税は、観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(3) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

2 観光基盤の整備促進等

(1) 観光地所在町村における下水道施設及び廃棄物処理施設の整備を推進するため、適切な措置を講ずること。
(2) 観光客等の円滑な交通を確保するため、道路をはじめとした高速交通網等、観光地へのアクセスの整備を推進すること。

MIZUHO みずほ信託銀行
Channel to Discovery

信託のちからが、お客さまの夢をかなえます。

信託のちから、それは
お客さまから「信じて託された」大切な資産を
責任をもって管理・運用し、育てていくちからです。
みずほ信託銀行は
「お客さまから最も信頼される信託銀行」をめざして
信託のちからをフルに発揮します。

ホームページ <http://www.mizuho-tb.co.jp/>

活 動

(3) 観光・レクリエーション活動が豊か
で恵まれた自然の中で手軽にできるよ
う、観光基盤施設を着実に整備し、適切
な措置を講ずること。

(4) 自然公園等の施設整備について長期
的計画を樹立し、その整備を推進するた
め、適切な措置を講ずること。

(5) 空きカン、空きビン等の散乱防止を
含むごみの減量化と再生利用をはかるリ
サイクルシステムの運用にあたっては、
観光地所在町村が積極的に取り組めるよ
う配慮するとともに、適切な財政措置を
講ずること。

(6) 観光情報基盤の高度化、利活用の容
易化をはかるため、観光情報のデジタル
データベース化等により、観光情報基盤
の整備を推進すること。

(7) 宿泊施設の大規模化や高層化等に鑑
み、はしご車、化学車を増強するなど、
消防力を強化すること。

また、大震災等の災害に備え、耐震性
の強化、防災基盤の整備等、安全対策を
強力に推進すること。

3 観光振興施策の促進

(1) 観光政策は多くの省庁に関わること
から、それぞれの施策が有機的に連携し
て効果を上げることができるよう、政府
全体として一元的に調整し、地方団体に
情報提供すること。

(2) 観光立国の実現に向け、訪日外国人
旅行者の倍增政策に基づくヒットジャ
パン・キャンペーンを充実し、日本の魅
力・地域の魅力を海外へ発信するととも
に、国際会議等の開催・誘致を推進し、
観光地所在町村の国際化と活性化をはか
ること。

また、宿泊旅行回数・滞在日数の増加

に資する地域観光圏・広域観光圏のため
の取り組みを支援する等により、国際競
争力の高い魅力ある観光地づくりを推進
すること。

(3) 景気悪化や円高に伴い外国人観光客
の減少が続いているが、真の観光立国の
実現に向け、海外のマスコミ等を通じた
日本の魅力の発信や出入国管理・査証発
行体制整備等着実な取り組みを進めるこ
と。

(4) 高齢者・障害者等が快適かつ安心し
て国内の観光地を周遊できる環境を整備
し、観光地におけるバリアフリー化を推
進すること。

(5) 連続休暇取得による国内旅行需要創
出のための環境整備をはかること。

また、高速道路料金の引き下げ措置を
拡充するとともに、恒久的なものとする
こと。

(6) 景観法に基づき、町村が、美しく風
格のある国土の形成、潤いのある豊かな
生活環境の創造及び個性的で活力のある
地域社会の実現をはかれるよう支援する
こと。

特に、観光地所在町村では、電柱・電
線類が良好な景観形成の妨げとなるの
で、電線類地中化事業に対する適切な措
置を講ずること。

(7) 地域の雇用維持・確保につながる、
産業観光をはじめとする体験型ツーリス
ムなど地元の観光資源を活用したニュー
ツーリズムの育成を支援すること。

4 グリーン・ツーリズムを中心とする農
山漁村の魅力を活かした都市との交流を
推進するとともに、農山漁村資源を活用
した都市と農山漁村の共生・交流を促進
し、観光立村事業に対する適切な措置を

講ずること。

34 水源地域対策の強化

ダム等が所在する水源地域の町村は、
森林地域等の条件が不利な地域に位置
し、過疎化・高齢化の進行等厳しい社会
条件にあるものの、治水・利水、森林の
保全、水資源のかん養及び自然環境の保
全等、多面的かつ公益的な役割を担って
いるため、当該町村の活力が低下するこ
とがないよう、各種施策による振興を永
続的に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 水源地域対策の強化

(1) 「水源地域対策特別措置法」による指
定ダムの全てに第9条の特例を適用する
とともに、ダム建設による水没者の生活
再建について、起業者の責任を明確化す
るなど、同法の改善をはかること。

また、同法成立前の既設ダム所在地域
に対し、同法の準用措置を設けること。

(2) 独立行政法人水資源機構が所有する
ダムの用に供する家屋及び償却資産に課
する固定資産税にかかる現行課税標準額
の特例措置を廃止すること。

(3) 国有資産等所在市町村交付金の対象
ダムの範囲を拡大するとともに、現行の
算定標準額の特例措置を廃止すること。

(4) 安定的な維持用水の放流計画を確立
するとともに、環境保全及び防災に関す
る施策等の拡充をはかること。

(5) 水源地域の活性化をはかることと
もに、上下流の連携を推進すること。

2 水資源開発の推進

(1) 「新しい全国総合水資源計画(ウオー
タープラン21)」を踏まえるとともに、水

行政における国・地方を通ずる体制の整
備をはかること。

(2) ダム所在町村に新たな利水需要が生
じた場合、ダム使用权又は水利権を優先
的に取得できるよう、所要の制度を確立
すること。

(3) 水質管理体制の充実強化及び下水道
等の整備の促進をはかること。

(4) 地下水の人工かん養及び地盤沈下防
止のための事業を、国の直轄事業として
制度化すること。

(5) 水源複層林の整備など水源地域対策の
拡充をはかることと、放置山林に対す
る対策を強化すること。

35 非鉄金属等鉱山地域対策の推
進

非鉄金属等鉱山地域は、所在鉱山の休
閉山により、地域活力が低下し、財政基
盤も脆弱化するなど厳しい状況にあるの
で、関係町村の振興をはかるため各種施
策を推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 鉱山所在町村振興対策の強化

(1) 鉱山所在町村の振興対策を推進する
とともに、財政措置を強化すること。

◎ 町村週報のご購読 ◎

「町村週報」の購読を希望される方
は、はがき、FAXまたはEメール
(kouhou@zckor.jp) に、全国町村
会広報部までお申し込み下さい。
★年間購読料1,500円(送料込み)
★請求書を送付いたしますので、折
り返しお振り込み下さい。

活 動

(2) 鉱山跡地の利用等鉱山資源の活用に対する財政措置を拡充すること。

(3) 鉱山施設及び鉱山の技術、インフラ等を活用したレアメタル等のリサイクル関連施策を推進することとし、その場合、鉱山所在町村の再活性化に最大限の配慮をすること。

2 休廃止鉱山所在町村における地場産業の振興対策等を拡充強化すること。

3 休廃止鉱山にかかる鉱害状況の調査を推進することも、鉱害防止対策及び地域環境整備を促進すること。

36 地域改善対策の推進

同問題は基本的人権に関わる重大な問題であり、今日に至るまで、国、地方公共団体等による地域改善対策事業の積極的な推進により、生活環境の整備を中心とする各分野で一定の成果をおさめて

きたところである。

しかしながら、職業の安定、産業の振興、教育の充実や啓発、特に、近年多発しているインターネットによる差別事象の防止等について未だ多くの課題を有しており、さらに住環境整備等の物的事業も残されている。

また、「地域改善対策特定事業にかかわる国の財政上の特別措置に関する法律」(以下「地对財特法」とする)は失効したが、課題の解決に向け、取り組みを積極的に進める必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 「地对財特法」の失効に伴い、一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるように、適切な措置を講ずること。

2 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する町村に対し、適切な措置を講

ずること。

3 人権侵害の防止及び被害の救済に関する法的措置を講ずるとともに、国における総合的な調整機能を持つ機関を設置すること。

4 住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業については、その内容を充実するとともに、かかる財源は、国の負担とし、償還完了まで実施すること。

また、実質的に返済が不可能な「本人死亡」「行方不明」にかかる滞納債権については、全額国で措置すること。

5 公営住宅家賃について、特別な緩和措置を講ずること。

6 地域改善対策事業等によって建設、整備した各種施設の経過措置期間後の運営方法並びに町村から地域に譲渡する場合の方策等について、早急に明確にする

意見書・民主党の第2次平成合併に断固反対する

■民主党は平成の合併をどうとらえているのか

全国の町村は、国土保全や水資源の涵養、自然景観の保持等において重要な役割を担ってきた。また、それぞれの町村には、固有の歴史と伝統を守り、育み、受け継いできた多くの集落があり、そこにはその土地の暮らしに適した技や知恵が蓄積され、それは日本文化の源ともい

うべきものである。いわゆる「平成の合併」は自主的な合併を建前としながらも、補助金や地方債などの財源措置で誘導する一方で、地方交付税総額を大幅に削減し、知事を使っ

て多くの市町村を半ば強制的に理念なき合併に走らせた。

その結果、「合併して良かった」という声はほとんど聞かえず、むしろ、住民と行政の距離が遠くなり、周縁部が寂れ、地域間格差が拡大し、中には、人口と面積のずれが拡大して行政の効率的運営が困難になったり、役場組織の縦割りが進んで住民との距離が拡大したところもあり、集落の消滅の危機に直面しているところさえ多い。

このように行政の目が行き届かなくなり、集落の安心感が失われ、逆に耕作放棄地が増大し、公共施設の統廃合によって地域の文化的資産や慣習・伝統が失わ

れつつあるのが「平成の合併」の行き着いた先ではないか。

そうした中で、民主党の「分権調査云々」なるものは、「霞ヶ関の解体・再編と地域主権の確立」において、「自治体の自主性を尊重しつつ、第2次平成の合併等を推進することにより現在の市町村を当面700〜800に集約し、基礎的自治体の能力の拡大に努め」「最終的には国と300程度の基礎的自治体による「新たな「国のかたちをめざす」としている。

民主党は、上に述べた平成の合併をそもそもどのように評価・検証しているのか。そして、それがもたらした多くの問題をどのように考えているのか。そうしたことをなんら踏まえることなく「第2次平成の合併を推進」した結果できあが

また、町村が地域に譲渡する際に支障となる「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規制について緩和すること。

37 北方領土の早期返還

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、我が国固有の領土であり、この返還を実現することは、国民の多年にわたる念願である。

よって、国はさらに強力な外交交渉を行うことにより一日も早く、その実現をはかること。

38 竹島の領土権の確立

我が国固有の領土である竹島の領土権を早期に確立し、周辺海域における漁業の安全操業が速やかに実現できるように、国はさらに強力な外交交渉を行うこと。

「新たな国のかたち」などというものは、我々町村関係者には空疎に響くだけである。

■民主党は強制合併を推進するのか

民主党は、合併に際し、「自治体の自主性を尊重しつつ」というが、自主性を尊重して、一体如何なる手段で市町村の数を700〜800にそして300に再編するのか。平成の合併が進められてきた経緯と結果をみれば、もはや「市町村の尊厳」を無視した、単なる数合わせのための「国権による強制合併」しかあり得ないのは自明のことである。にもかかわらず、「強制」を隠し、その手段、プロセスも明示しないで数だけを提示するのは単なる言葉の遊びであって、公党の姿

活 動

勢としてきわめて、村擯、無責任な姿勢といわなければならない。また、一方で、「基礎的自治体の多様性を尊重した地域主権を推進する」といい、合併によっても規模拡大に至らない基礎自治体の存在を許容しているかにみえる記述もあって、考え方が全く支離滅裂なのである。

歴史・文化・慣習・伝統といった地域の特色や地理的状况の違いなど全く無視して、このように強制的に作られた基礎的自治体が真の自治の担い手となり得るとはとうてい思えないのである。民主党の地方自治に対する見識を疑わざるを得ない。

「平成の合併」を経た市町村は、合併に真剣に向き合い、その是非について悩み、熟慮した結果として現在あるのである。そしてそれはやこれ以上今までのやり方で合併を推進するのはやめようというのが世の大勢である。そのような市町村が民主党のいう「一括交付金の算定による優遇措置」によって、再度の合併に動くと考えているならば、どんなに苦しくとも自分たちの自治を守ろうとしている市町村の「空気が読めない」といわざるを得ないし、世の中の議論や時代の趨勢に背を向けるものでもある。

「市町村合併」はいつ如何なる場合でも、それぞれの地域の特性や歩んできた歴史、社会的・経済的圏域としての一体性など総合的に勘案し、将来への明確な展望をもって、そして、何よりも、住民意思を集約し自主的になされるべきものでなければならない。

3000の基礎的自治体への再編などという企ては、現存する町村の存在と多様な自治体のあり方を否定するものであり、決して容認できるものではない。

■民主党はこの国の活力を削いでいる

町村の発展なくして国家の発展はない。多様な国土に多彩な自治体があることが、この国の活力の源泉なのである。いま一番大事なことは農山漁村の振興こそ日本を支える大きな底力であり、これを評価しなければ明日のわが国はないということである。幸いなことに、今日若者が農山村地域を目指す動きがはじめている。この流れを加速させ確かなものにして「地域力」を高める大きなチャンスと捉える必要がある。基礎自治体の数いじりをする民主党は、このような大きな役割を担っている町村の存在を真つ向から許さない姿勢を示しているといわざるを得ない。

さらに、それは都道府県もなくして、国家と3000の基礎自治体とするという。自民党などが構想している道州制も採用しないことになる。全国町村会は、道州制の導入には断固反対の姿勢を示しているが、民主党は更に極端なことを進めようとしている。その場合、一体、資源配分をどのようにして適正に行い、地域間格差を是正し、住民福祉の増進を図っていくかというのか。むしろ直接的な国家の統制が強まるのではない。荒唐無稽なミニユフエストを作る民主党の政策立案能力すら疑わざるを得ないのである。

規模が小さくとも、そして、財政の裕不裕に関わらず、懸命に頑張っている町村に困りしてどのような支援ができるかを考え、的確な施策を示し、これを実行することによって真の地方自治の発展を期すことこそが政権奪取を目指す政党としての責務ではないのか。

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

● <http://www.zck.or.jp/choson/> ●

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)をお願いいたします。



夏だ!

太陽

SUN

サン

サン

3億円

億万長者は
あなたカモメ!

2009年 市町村振興宝くじ

1等前後賞合わせて

サマージャンボ 3億円

1等:2億円 前後賞各5千万円 2等:1億円

7/13月 発売

発売期間 7/13月▶7/31金
抽せん日 8/11火

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
(財)全国市町村振興協会 / 全国市長会 / 全国町村会 / 全国市議会議員会 / 全国町村議会議員会



車両共済(保険)のご案内



(自動車総合保険の車両保険)

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに、共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら！

- 通常に新規でご加入するよりも **40% (保険料) 割引**
(ご加入を希望するお車が町村生協の自動車共済で過去3年間無事故の場合は、ノンフリート等級9等級からスタートします。)
- 集団扱契約により更に **5% (ただし、一括払のみ)**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
(保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱一括払の5%割引の適用はありません。)

さらに

無料ロードサービスがついてきます。ご契約のお車が、事故・故障で自力走行できなくなった場合、事前にロードサービス専用デスクにご連絡ください。JAFにお取り次ぎし、レッカーや30分程度の緊急修理などを手配します。
●バッテリー上がりや、キー閉じ込み、ガス欠など

◎年齢・ご家族・ご夫婦など運転される方を限定する場合、またお車が新車の場合は、さらに掛金(保険料)が割引になります。

契約条件と掛金(保険料)例

・自動車総合保険(損保ジャパン) 保険期間1年
・自動車保険集団扱一括払による割引5%適用。

車名	スズキ ワゴンR	加入タイプ	免責金額なし	免責金額5万円
型式	MH22S	一般条件(割引適用済)	40,690円	32,420円
初度登録	平成21年1月(新車割引あり)	(通常・新規で加入する場合)	71,380円	56,880円
年齢条件	30歳以上担保	車対車+A(割引適用済)	22,380円	17,830円
運転手限定	家族限定	(通常・新規で加入する場合)	39,260円	31,280円
共済(保険)金額	150万円	限定A(割引適用済)	—	3,960円
払込方法	集団扱一括払	(通常・新規で加入する場合)	—	9,030円

- ・上記掛金(保険料)は、町村生協の自動車共済で過去3年間無事故(ノンフリート等級9等級)の場合のもので、保険料は平成21年1月1日現在のものであり、変更される場合もあります。
 - ・掛金(保険料)は、型式、初度登録年月、年齢条件、運転者限定特約の有無、共済(保険)金額、等級などにより異なります。
 - ・上記掛金(保険料)例の「通常に新規で加入する場合」とは、ノンフリート等級6S等級を適用した保険料を例示したものです。
 - ・免責金額とは、共済(保険)契約者に、事故の際に自己負担していただく金額です。
 - ・このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパンの営業店にお問い合わせください。
- ※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里 (取扱代理店)

- フリーダイヤル **0120-731-087** (受付時間 月～金 午前9時30分～午後5時)
お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください。
- FAX番号 **03-3519-7325**
- ホームページアドレス **http://www.chisato-ag.co.jp**
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と株式会社損害保険ジャパンとが集団扱契約を締結し、実施しているものです。

〈車両保険引受保険会社〉 ㈱損害保険ジャパン

平成20年9月9日 SJ08-05327